

○ 環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照文
 ○ 環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）（抄）

改正後（新）

環境影響評価条例施行規則

〔平成十一年二月四日〕
 宮城県規則第五号

目次

第一章 総則（第一条―第四条の二）
 第二章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続
 第一節 第一種事業方法書の作成等（第五条―第十三条）
 第二節 第一種事業準備書（第十四条―第三十四条）
 第三節 第一種事業評価書（第三十五条―第四十条の二）
 第三章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続
 第一節 第二種事業方法書の作成等（第四十一条―第四十四条）
 第二節 第二種事業準備書（第四十五条―第四十八条）
 第三節 第二種事業評価書（第四十九条―第五十四条の二）
 第四章 対象事業の内容の変更等（第五十五条―第六十一条）
 第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等（第六十二条―第六十八条）
 第六章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続（第六十九条）
 第七章 雑則（第七十条―第七十四条）
 附則
 第一章 総則
 第一条から第四条まで（略）

（事業計画概要書の作成等）

第四条の二 条例第四条の二第一項に規定する事業計画概要書（以下「概要書」という。）には、次に掲げる事項を記載又は添付するものとする。

- 一 事業の名称、種類及び規模
- 二 事業実施計画区域
- 三 着工及び供用開始予定年月日
- 四 工事等による影響が想定される環境要素
- 五 事業に係る組織体制等

改正前（旧）

環境影響評価条例施行規則

〔平成十一年二月四日〕
 宮城県規則第五号

目次

第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続
 第一節 第一種事業方法書の作成等（第五条―第十三条）
 第二節 第一種事業準備書（第十四条―第三十四条）
 第三節 第一種事業評価書（第三十五条―第四十条の二）
 第三章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続
 第一節 第二種事業方法書の作成等（第四十一条―第四十四条）
 第二節 第二種事業準備書（第四十五条―第四十八条）
 第三節 第二種事業評価書（第四十九条―第五十四条の二）
 第四章 対象事業の内容の変更等（第五十五条―第六十一条）
 第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等（第六十二条―第六十八条）
 第六章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続（第六十九条）
 第七章 雑則（第七十条・第七十一条）
 附則
 第一章 総則
 第一条から第四条（略）

（新設）

- 六 周辺で実施又は計画中の同種の事業に係る位置図
- 七 事業者の登記事項証明書及び定款
- 八 別表第一の第一欄第四号の対象となる事業であつて、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第九条第四項の認定を受けようとしているもの又は認定を受けたものについてはその申請内容及び認定状況
- 九 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の概要書の送付は、様式第一号により行うものとする。
- 3 条例第四条の二第二項の規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 4 条例第四条の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 概要書の記載事項を周知する地域住民の範囲
 - 二 概要書の記載事項の周知方法
 - 三 その他市町村長が必要と認める事項
- 5 条例第四条の二第四項に規定する概要書の記載事項を周知する方法は、説明会の開催若しくは個別の説明を行う方法又は自治会長、町内会長その他当該地域住民等を代表する者を通じて間接的に説明する方法とする。
- 6 概要書の周知に当たっては、環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、当該意見を書面により提出することができる旨、提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項を説明しなければならない。
- 7 第五項の周知方法が説明会である場合において、事業者は、当該説明会の開催日時、場所及び案内方法について市町村長と協議しなければならない。

第二章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第一種事業方法書の作成等

（第一種事業方法書の作成）

第五条 条例第五条第一項第二号に掲げる第一種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業の種類
- 二 第一種事業の規模
- 三 第一種事業が実施されるべき区域（以下「第一種事業実施区域」という。）の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

（第一種事業方法書の作成）

第五条 条例第五条 第二号に掲げる第一種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一種事業の種類
- 二 第一種事業の規模
- 三 第一種事業が実施されるべき区域（以下「第一種事業実施区域」という。）の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第一種事業の背景、経緯及び必要性を明らかにする。明らかにするに当たっては、当該事項とともに、条例第五条第二項の規定により配意した内容を明記しなければならない。
- 3 事業者は、条例第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。
- 4 事業者は、第一項第三号及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。
- 6 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第一種事業方法書を作成した場合にあっては、当該第一種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（第一種事業方法書の送付等）
第六条（略）

- 2 条例第六条第一項の規定による第一種事業方法書及びこれを要約した書類（次項、第九条、第十条第五号、第十条の二及び第十条の六第一項において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第一号の二により行うものとする。
- 3 第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては三十部、関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の変更を指示できる。

（第一種事業方法書の通知等）
第七条

条例第六条第二項の規定による通知は、様式第二号により行うものとする。

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第一種事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。
- 3 事業者は、条例第五条 第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならない。
- 4 事業者は、第一項第三号及び前項の事項について把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、条例第五条 第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。
- 6 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第一種事業方法書を作成した場合にあっては、当該第一種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（第一種事業方法書の送付等）
第六条（略）

- 2 条例第六条第一項の規定による第一種事業方法書及びこれを要約した書類（次項、第九条、第十条第五号、第十条の二及び第十条の六第一項において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第一号により行うものとする。
- 3 第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては三十部、関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は関係市町村長は、必要と認めたときは、送付部数の変更を指示できる。

（第一種事業方法書の通知等）
第七条 条例第六条第二項の免許等は、別表第二の上欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 条例第六条第二項の規定による通知は、様式第二号により行うものとする。

(第一種事業方法書についての公告の方法)
第八条 条例第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

- 一 宮城県公報又は県の広報紙への掲載
- 二 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙への掲載及び掲示板への掲示
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 四 その他知事が認める方法

2 事業者は、前項の公告を行った場合は、速やかに、様式第三号に当該公告の写しを添えて、知事及び関係市町村長に報告するものとする。

(第一種事業方法書の縦覧)

第九条 条例第七条の規定により第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(第一種事業方法書について公告する事項)

第十条 条例第七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 条例第六条第一項の第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 第一種事業方法書及び第一種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第一種事業方法書の公表)

第十条の二 条例第七条の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする

(第一種事業方法書についての公告の方法)
第八条 条例第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

- 一 宮城県公報又は県の広報紙への掲載
- 二 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙への掲載及び掲示板への掲示
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 四 その他知事が認める方法

2 事業者は、前項の公告を行った場合は、速やかに、様式第三号に当該公告の写しを添えて、知事及び関係市町村長に報告するものとする。

(第一種事業方法書の縦覧)

第九条 条例第七条の規定により第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(第一種事業方法書について公告する事項)

第十条 条例第七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 条例第六条第一項の第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 第一種事業方法書及び第一種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第一種事業方法書の公表)

第十条の二 条例第七条の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトへの掲載

(第一種事業方法書についての説明会の開催)

第十条の三 条例第七条の二第二項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(第一種事業方法書についての説明会の開催の公告)

第十条の四 第八条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
 - 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されること
- よつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

(第一種事業方法書の記載事項の周知)

第十条の六 条例第七条の二第四項の規定による第一種事業方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトへの掲載

(説明会の開催)

第十条の三 条例第七条の二第二項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告)

第十条の四 第八条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の名称、種類及び規模
- 三 第一種事業実施区域
- 四 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
 - 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されること
- よつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

(第一種事業方法書の記載事項の周知)

第十条の六 条例第七条の二第四項の規定による第一種事業方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

一 第一種事業要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該第一種事業要約書を求めに応じて提供すること。

二 第一種事業方法書の概要を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第八条の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。

(第一種事業方法書の提出)

第十一条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である第一種事業方法書の名称

三 第一種事業方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

第十二条 (略)

(第一種事業方法書についての知事の意見の提出期間)

第十三条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第十四条 第二節 第一種事業準備書

(略)

(第一種事業関係地域を判断するための協議等)

第十五条 条例第十四条第二項の規定による協議は、様式第五号により行うものとする。

(第一種事業準備書の送付)

第十六条 条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書及びこれを要約した書類（次項及び第十九条第五号において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第六号により行うものとする。

一 第一種事業要約書を求めに応じて提供することを周知した後、当該第一種事業要約書を求めに応じて提供すること。

二 第一種事業方法書の概要を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第八条の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。

(第一種事業方法書の提出)

第十一条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である第一種事業方法書の名称

三 第一種事業方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

第十二条 (略)

(第一種事業方法書についての知事の意見の提出期間)

第十三条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、三月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、四月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

第十四条 第二節 第一種事業準備書

(略)

(第一種事業関係地域を判断するための協議等)

第十五条 条例第十四条第二項の規定による協議は、様式第五号により行うものとする。

(第一種事業準備書の送付)

第十六条 条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書及びこれを要約した書類（次項及び第十九条第五号において「第一種事業要約書」という。）の送付は、様式第六号により行うものとする。

2 第一種事業準備書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては二十部、第一種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

第十七条から第十九条の二まで (略)

(第一種事業準備書についての説明会の開催)

第二十条 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による第一種事業準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「第一種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての説明会の開催の公告)

第二十一条 第八条の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第一種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十二条 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書の記載事項の周知)

第二十三条 第十条の六の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第一種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第十条の六第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第一種事業準備書」と、

同条第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町

2 第一種事業準備書及び第一種事業要約書の送付部数は、知事にあつては二十部、第一種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第一種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

第十七条から第十九条の二まで (略)

(説明会の開催)

第二十条 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「第一種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催の公告)

第二十一条 第八条の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第一種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十二条 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「第一種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書の記載事項の周知)

第二十三条 第十条の六の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第一種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、

条の六第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第一種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町

。村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

第二十四条・第二十五条（略）

（第一種事業準備書についての公聴会の開催等）

第二十六条 条例第十九条第一項の公聴会は、第一種事業関係地域内において開催するものとする。ただし、第一種事業関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外で開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の二週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

一 公聴会の開催の日時及び場所

二 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る第一種事業の名称、種類及び規模

四 次条に規定する公述の申出に関する事項

五 その他必要と認める事項

3 前項の規定による公告は、宮城県公報に掲載するほか、第一種事業関係地域の市町村の広報紙への掲載その他適当と認められる方法により行うものとする。

4 知事は、第二項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。

（公述の申出）

第二十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第二項の規定による公告の日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を書面で知事に申し出なければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）

二 第一種事業の名称

三 意見の要旨及びその理由

（公述人の選定等）

第二十八条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定による申出のあつた者のうちから、公聴会において意見を述べることができる

。村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

第二十四条・第二十五条（略）

（公聴会の開催等）

第二十六条 条例第十九条第一項の公聴会は、第一種事業関係地域内において開催するものとする。ただし、第一種事業関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外で開催することができる。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の二週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

一 公聴会の開催の日時及び場所

二 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 意見を聴こうとする第一種事業準備書に係る第一種事業の名称、種類及び規模

四 次条に規定する公述の申出に関する事項

五 その他必要と認める事項

3 前項の規定による公告は、宮城県公報に掲載するほか、第一種事業関係地域の市町村の広報紙への掲載その他適当と認められる方法により行うものとする。

4 知事は、第二項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。

（公述の申出）

第二十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第二項の規定による公告の日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を書面で知事に申し出なければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）

二 第一種事業の名称

三 意見の要旨及びその理由

（公述人の選定等）

第二十八条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定による申出のあつた者のうちから、公聴会において意見を述べることができる

者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

3 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を前条の規定による申出のあった者に通知するものとする。

（公聴会の議長）

第二十九条 公聴会は、議長が主宰する。

2 議長は、宮城県職員のうちから、知事が指名する。

（公述人の陳述）

第三十条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする第一種事業準備書の範囲を超え、又は環境の保全の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人に前項の規定に違反した発言があったときはその発言を禁止し、又は不穏当な言動があったときは当該公述人を退場させることができる。

（代理人による発言の制限）

第三十一条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

（公聴会の秩序維持）

第三十二条 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（公聴会の記録書の作成）

第三十三条 条例第十九条第二項に規定する聴いた意見の概要を記載した書類には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名しななければならない。

- 一 公聴会の日時及び場所
- 二 出席した公述人の氏名及び住所
- 三 公述人の発言した意見の内容
- 四 その他公聴会の経過に関する事項

（第一種事業準備書についての知事の意見の提出期間）

者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

3 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を前条の規定による申出のあった者に通知するものとする。

（公聴会の議長）

第二十九条 公聴会は、議長が主宰する。

2 議長は、宮城県職員のうちから、知事が指名する。

（公述人の陳述）

第三十条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする第一種事業準備書の範囲を超え、又は環境の保全の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人に前項の規定に違反した発言があったときはその発言を禁止し、又は不穏当な言動があったときは当該公述人を退場させることができる。

（代理人による発言の制限）

第三十一条 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、あらかじめ知事の承認を得たときは、この限りでない。

（公聴会の秩序維持）

第三十二条 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（公聴会の記録書の作成）

第三十三条 条例第十九条第二項に規定する聴いた意見の概要を記載した書類には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- 一 公聴会の日時及び場所
- 二 出席した公述人の氏名及び住所
- 三 公述人の発言した意見の内容
- 四 その他公聴会の経過に関する事項

（第一種事業準備書についての知事の意見の提出期間）

第三十四条 条例第二十条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第十三条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第三節 第一種事業評価書
第三十五条から第三十九条まで (略)

(第一種事業評価書について公告する事項)
第四十条 第十九条第一号から第五号までの規定は、条例第二十三条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第十九条第五号中「第一種事業準備書」とあるのは、「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

第四十条の二 (略)

第三章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等

第四十一条 条例第二十五条第二号に掲げる第二種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種事業の種類
- 二 第二種事業の規模
- 三 第二種事業が実施されるべき区域（以下「第二種事業実施区域」という。）の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、第二種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第二種事業の背景、経緯及び必要性を明らかにするとともに、条例第二十五条第二項の規定により配意した内容を明記しなければならぬ。

3 事業者は、条例第二十五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならぬ。

4 事業者は、第一項第三号及び前項の事項について把握した結果を記載

第三十四条 条例第二十条第一項の規則で定める期間は、四月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、五月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第十三条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第三節 第一種事業評価書
第三十五条から第三十九条まで (略)

(第一種事業評価書について公告する事項)
第四十条 第十九条第一号から第五号までの規定は、条例第二十三条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第十九条第五号及び第六号中「第一種事業準備書」とあるのは、「第一種事業評価書」と読み替えるものとする。

第四十条の二 (略)

第三章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等

第四十一条 条例第二十五条第二号に掲げる第二種事業の内容については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第二種事業の種類
- 二 第二種事業の規模
- 三 第二種事業が実施されるべき区域（以下「第二種事業実施区域」という。）の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、第二種事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する第二種事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならぬ。

3 事業者は、条例第二十五条 第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を技術指針の定めるところにより、記載しなければならぬ。

4 事業者は、第一項第三号及び前項の事項について把握した結果を記載

するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならぬ。

5 事業者は、条例第二十五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

6 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第二種事業方法書を作成した場合にあっては、当該第二種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

第四十二条 (略)

2 条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書及びこれを要約した書類(次項において「第二種事業要約書」という。)の送付は、様式第一号の二により行うものとする。

第四十三条 (略)

条例第二十六条第二項の規定による通知は、様式第二号により行うものとする。

第四十四条 (略)

ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期にわたる当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

第四十五条 (略)

(第二種事業関係地域を判断するための協議等)
第四十六条 条例第三十一条第二項の規定による協議は、様式第五号により行うものとする。

するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図に明らかにしなければならぬ。

5 事業者は、条例第二十五条 第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由等を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

6 事業者は、条例第五十七条第一項の規定により二以上の対象事業について併せて第二種事業方法書を作成した場合にあっては、当該第二種事業方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

第四十二条 (略)

2 条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書及びこれを要約した書類(次項において「第二種事業要約書」という。)の送付は、様式第一号 により行うものとする。

第四十三条 (略)

2 条例第二十六条第二項の規定による通知は、様式第二号により行うものとする。

第四十四条 (略)

ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期にわたる当該実地の調査が著しく困難であるときは、四月 を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

第四十五条 (略)

(第二種事業関係地域を判断するための協議等)
第四十六条 条例第三十一条第二項の規定による協議は、様式第五号により行うものとする。

(第二種事業準備書の送付)

第四十七条 条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書及びこれを要約した書類の送付は、様式第六号により行うものとする。

2 第二種事業準備書及びこれを要約した書類の送付部数は、知事にあつては二十部、第二種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

(第二種事業準備書についての公告の方法)

第四十七条の二 第八条の規定は、条例第三十一条の二の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書の縦覧)

第四十七条の三 第九条の規定は、条例第三十一条の二の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と、「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書について公告する事項)

第四十七条の四 条例第三十一条の二の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第二種事業の名称、種類及び規模

三 第二種事業実施区域

四 第二種事業関係地域の範囲

五 第二種事業準備書及び第二種事業要約書の縦覧の場所、期間及び時間

六 第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 条例第三十一条の四第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(第二種事業準備書の公表)

(第二種事業準備書の送付)

第四十七条 条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書及びこれを要約した書類の送付は、様式第六号により行うものとする。

2 第二種事業準備書及びこれを要約した書類の送付部数は、知事にあつては二十部、第二種事業関係市町村長にあつてはそれぞれ五部とする。ただし、知事又は第二種事業関係市町村長は、必要と認めるときは、送付部数の変更を指示できる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十七条の五 第十条の二の規定は、条例第三十一条の二の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第三号中「関係市町村」とあるのは、「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての説明会の開催)

第四十七条の六 第十条の三の規定は、条例第三十一条の三第一項の規定による第二種事業準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「第二種事業関係地域」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての説明会の開催の公告)

第四十七条の七 第八条の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第十条の四第二項の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項第二号及び第三号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、同項第四号中「第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「第二種事業関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「第二種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第四十七条の八 第十条の五の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「第二種事業準備書説明会」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書の記載事項の周知)

第四十七条の九 第十条の六の規定は、条例第三十一条の三第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による第二種事業準備書の記載事項の周知について準用する。この場合において、第十条の六第一項第一号中「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

書」と、同条第二項において準用する第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見書の提出)

第四十七条の十 第十一条の規定は、条例第三十一条の四第一項の意見書について準用する。この場合において、第十一条第一項第二号及び第三号中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第四十七条の十一 条例第三十一条の五の規定による送付は、様式第七号により行うものとする。

(第二種事業準備書についての公聴会の開催等)

第四十七条の十二 条例第三十一条の六第一項の公聴会は、第二種事業関係地域内において開催するものとする。ただし、第二種事業関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、第二種事業関係地域以外で開催することができる。

2 第二十六条第二項、第三項及び第四項の規定は、条例第三十一条の六第一項の公聴会について準用する。この場合において、第二十六条各項中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と読み替えるものとする。

(公述の申出)

第四十七条の十三 第二十七条から第三十三条までの規定は、条例第三十一条の六第一項の公聴会について準用する。この場合において、第二十七条第二号中「第一種事業」とあるのは「第二種事業」と、第三十条第一項中「第一種事業準備書」とあるのは「第二種事業準備書」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての知事の意見の提出期間)

第四十八条 条例第三十二条第一項の規則で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

第2項 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(第二種事業準備書についての知事の意見の提出期間)

第四十八条 条例第三十二条第一項の規則で定める期間は、四月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、五月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

第2項 (略)

第四十九条から第五十一条 (略)

第五十二条 (第二種事業評価書についての公告の方法)

第八条の規定は、条例第三十五条の規定による公告について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と、同条第二項中「関係市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と読み替えるものとする。

第五十三条 (第二種事業評価書の縦覧)

第九条の規定は、条例第三十五条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第九条中「第一種事業方法書」とあるのは「第二種事業評価書」と、「第一種事業要約書」とあるのは「第二種事業要約書」と、同条第三号中「関係市町村」とあるのは「第二種事業関係地域の市町村」と読み替えるものとする。

第五十四条 (第二種事業評価書について公告する事項)

第四十七条の四第一号から第五号までの規定は、条例第三十五条の規則で定める事項について準用する。この場合において、第四十七条の四第五号中「第二種事業準備書」とあるのは「第二種事業評価書」と読

第四十九条から第五十一条 (略)

第五十二条 (第二種事業評価書についての公告の方法)

第五十二条 条例第三十五条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち二以上の方法により行うものとする。

- 一 宮城県公報又は県の広報紙への掲載
 - 二 第二種事業関係地域の市町村の協力を得て、第二種事業関係地域の市町村の公報又は広報紙への掲載及び掲示板への掲示
 - 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - 四 その他知事が認める方法
- 2 事業者は、前項の公告を行った場合は、速やかに、様式第三号に公告の写しを添えて、知事及び第二種事業関係市町村長に報告するものとする。

第五十三条 (第二種事業評価書の縦覧)

第五十三条 条例第三十五条の規定により第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 第二種事業関係地域の市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

第五十四条 (第二種事業評価書について公告する事項)

第五十四条 条例第三十五条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

み替えるものとする。

第五十四条の二 (略)

第四章 対象事業の内容の変更等

第五十五条から第六十一条まで (略)

第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等

第六十二条から第六十八条まで (略)

第六章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続

第六十九条 (略)

第七章 雑則

第七十条から第七十一条まで (略)

(電磁的記録による作成)

第七十二条 条例第六十三条の規定により条例第五条、第十三条、第二十一条、第三十条、第三十三条、第四十四条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項について電磁的記録の作成を行う場合は、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による保存)

第七十三条 条例第六十三条の規定により条例第七条、第十五条、第二十三条、第三十一条の二、第三十五条及び第四十四条第二項に規定する事項について電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第二種事業の名称、種類及び規模

三 第二種事業実施区域

四 第二種事業関係地域の範囲

五 第二種事業評価書の縦覧の場所、期間及び時間

第五十四条の二 (略)

第四章 対象事業の内容の変更等

第五十五条から第六十一条まで (略)

第五章 評価書の公告及び縦覧後の手続等

第六十二条から第六十八条まで (略)

第六章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続

第六十九条 (略)

第七章 雑則

第七十条から第七十一条まで (略)

(新設)

(新設)

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 事業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第七十四条 条例第六十三条の規定により条例第七條、第十五條、第二十三條、第三十一條の二、第三十五條及び第四十四條第二項に規定する事項について電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を事業者の事務所に備え置く電子計算機その他の機器に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

別表第一（第二條、第四條関係）

事業の区分	第一種事業の要件	第二種事業の要件
一〜三 略	略	略
四 条例第二條第二項第四号に掲げる事業	イ 風力発電所の設置の工事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。） ロ 風力発電所の変更の工事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）	イ 風力発電所の設置の工事業（出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満であるものに限る。） ロ 風力発電所の変更の工事業（出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満であるものに限る。）

（新設）

別表第一（第二條、第四條関係）

事業の区分	第一種事業の要件	第二種事業の要件
一〜九 略	略	略
四 条例第二條第二項第四号に掲げる事業	イ 風力発電所の設置の工事業（出力が七千五百キロワット以上であるものに限る。） ロ 風力発電所の変更の工事業（出力が七千五百キロワット以上増加するものに限る。）	イ 風力発電所の設置の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満であるものに限る。） ロ 風力発電所の変更の工事業（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等に指定された地域があり、かつ、出力

別表第二から別表第五まで 略

略

十一略	
略	
略	<p>ービジネス業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業（旅行業及び娯楽業を除く。）、医療、福祉、教育、学習支援業（社会教育を除く。）、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）又は公務に係る一又は二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接する緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される土地（以下この表において「工場・事業場用地」という。）の造成の事業（開発面積が七十五ヘクタール（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九條第十三項に規定する工業専用地域にあつては、百ヘクタール）以上であるものに限る。）</p>
略	<p>限る。）</p>

考備

別表第二から別表第五まで 略

略

十一略	
略	
略	<p>るものに限る。） 以上であ</p> <p>ービジネス業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業（旅行業及び娯楽業を除く。）、医療、福祉、教育、学習支援業（社会教育を除く。）、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）又は公務に係る一又は二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接する緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される土地（以下この表において「工場・事業場用地」という。）の造成の事業（開発面積が七十五ヘクタール</p>
略	<p>限る。）</p>

考備

(表)

様式第1号(第4条の2関係)

事業計画概要書

年 月 日

宮城県知事
(市町村の場合は、その長) 殿

事業者
住所
氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号、以下「条例」という。)第4条の2第1項の
規定により、次のとおり提出します。

事業の名称	条例第2条第2項第 号
事業の規模	
事業実施計画区域	(位置図及び明白図を添付すること)
竣工予定年月日	
供用開始予定年月日	
工事による影響が想定される環境要素	(裏面に詳細を記載すること)
土地又は工作物の存在及び 供用による影響が想定され る環境要素	(裏面に詳細を記載すること)
事業に係る組織体制 (工事計画や事業管理運営 などの施工に係る関係者を 含む)	
担当者 (所属・職・氏名・連絡先)	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格とする。
- 2 記入内容が多い場合は、別紙として添付して下さい。

(英)

(新設)

影響が想定される環境要素の詳細

環境要素	計画時点で影響が 想定される項目	
	工事の実施	土地又は工作 物の存在及び 使用
大気環境	大気質	
	騒音	
	振動	
	悪臭	
	水質	
水環境	底質	
	地下水の水質、 水位及び流れ	
	その他	
	地形及び地質	
	地盤	
土壌に係る環境 その他の環境	土壌汚染	
	その他	
動物		
	植物	
生態系		
	果樹	
人と自然との密接な関係 合いの確保を旨として調 査、予測及び評価される べき環境要素	人と自然との密接な関係 合いの活動の場	
	環境への負荷の量の相対 により予測及び評価され るべき環境要素	
一般環境中の放射性物質 について調査、予測及び 評価されるべき環境要素	医薬品等	
	温室効果ガス等	
放射線の量		

様式第1号の2(第6条、第42条関係)

① 事業方法書等送付書 年 月 日

宮城県知事
市町村長 殿

事業者
住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価条例②第1項の規定により、①事業方法書及び①事業要約書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
連絡先	住所 所属・職名・氏名 電話番号
※	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格44とする。
- 2 ①の①の部分には「第1種」又は「第2種」のいづれかを、②の部分には「第6条」又は「第26条」のいづれかを記入して下さい。
- 3 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
- 4 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。
- 5 環境影響評価条例第5条第1項の規定により方法書の作成を併せて行った場合は、捺印の欄にその旨を記載して下さい。

様式第1号 (第6条、第42条関係)

① 事業方法書等送付書 年 月 日

宮城県知事
市町村長 殿

事業者
住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価条例②第1項の規定により、①事業方法書及び①事業要約書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
連絡先	住所 所属・職名・氏名 電話番号
※	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格44とする。
- 2 ①の①の部分には「第1種」又は「第2種」のいづれかを、②の部分には「第6条」又は「第26条」のいづれかを記入して下さい。
- 3 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
- 4 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。
- 5 環境影響評価条例第5条第1項の規定により方法書の作成を併せて行った場合は、捺印の欄にその旨を記載して下さい。

様式第2号
(略)

様式第2号
(略)

様式第3号
 (第8条、第10条の4、第10条の6、第17条、第21条、第23条、第38条、第47条の2、第47条の7、第47条の9、第52条、第59条、第61条、第64条関係)

宮城県知事 宮城県 事業者
 市町村長 市町村 住所
 氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価条例第①条第①項の規定により、

- 第1種事業方法書を作成した旨等
- 第1種事業方法書説明会を開催する旨等
- 環境影響評価条例第10条の6第1項第2号の第1種事業方法書の概要
- 第1種事業準備書を作成した旨等
- 第1種事業準備書説明会を開催する旨等
- 環境影響評価条例第23条において準用する環境影響評価条例施行規則第10の6第1項第2号の第1種事業準備書の概要
- 第1種事業準備書を作成した旨等
- 第2種事業準備書を作成した旨等
- 第2種事業準備書説明会を開催する旨等
- 環境影響評価条例第17条の9において準用する環境影響評価条例施行規則第10の6第1項第2号の第2種事業準備書の概要
- 第2種事業準備書を作成した旨等
- 第2種事業準備書説明会を開催する旨等
- 対象事業の内容を変更した旨等
- 対象事業を実施しないこととした旨
- 対象事業に該当しないこととなった旨
- 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
- 対象事業の工事後に環境影響評価その他の手続の実施を他の者に引き継いだ旨
- 対象事業の工事後の調査報告書を作成した旨等

の公告をしましたので、環境影響評価条例施行規則第①条第①項の規定により報告します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
公告年月日	
広告の方法	
連絡先	住所 所属・職名・氏名 電話番号

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 ①の部分には、該当する数字を記入して下さい。
 - 3 □のある欄には、該当する□内にし印を記入して下さい。
 - 4 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
 - 5 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別添第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。

様式第3号
 (第8条、第10条の4、第10条の6、第17条、第21条、第23条、第38条、第52条、第59条、第61条、第64条関係)

宮城県知事 宮城県 事業者
 市町村長 市町村 住所
 氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価条例第①条第①項の規定により、

- 第1種事業方法書を作成した旨等
- 方法書説明会を開催する旨等
- 環境影響評価条例第10条の6第1項第2号の第1種事業方法書の概要
- 第1種事業準備書を作成した旨等
- 準備書説明会を開催する旨等
- 環境影響評価条例第23条において準用する環境影響評価条例施行規則第10の6第1項第2号の第1種事業準備書の概要
- 第1種事業準備書を作成した旨等
- 第2種事業準備書を作成した旨等
- 第2種事業準備書説明会を開催する旨等
- 対象事業の内容を変更した旨等
- 対象事業を実施しないこととした旨
- 対象事業に該当しないこととなった旨
- 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
- 対象事業の工事後に環境影響評価その他の手続の実施を他の者に引き継いだ旨
- 対象事業の工事後の調査報告書を作成した旨等

の公告をしましたので、環境影響評価条例施行規則第①条第①項の規定により報告します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
公告年月日	
広告の方法	
連絡先	住所 所属・職名・氏名 電話番号

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 ①の部分には、該当する数字を記入して下さい。
 - 3 □のある欄には、該当する□内にし印を記入して下さい。
 - 4 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
 - 5 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別添第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。

様式第4号から様式第6号まで
(略)

様式第4号から様式第6号まで
(略)

様式第7号(第25条、第27条の1関係)

事業計画書についての意見の概要等送付書

年 月 日

宮城県知事
市町村長 殿

事業者
住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価条例(22)の規定により、準備書説明会の概要書、事業準備書についての意見の概要及び見解並びに意見書の写しを送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
連絡先	住所 所属・職名・氏名 電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ①の部分には「第1種」又は「第2種」のいずれかを、②の部分には「第18条」又は「第21条」のいずれかを記入して下さい。
- 3 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
- 4 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。

様式第7号(第25条、第27条の1関係)

第1種事業準備書についての意見の概要等送付書

年 月 日

宮城県知事
市町村長 殿

事業者
住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価条例(18条)の規定により、準備書説明会の概要書、第1種事業準備書についての意見の概要及び見解並びに意見書の写しを送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
連絡先	住所 所属・職名・氏名 電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 対象事業の名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を記入して下さい。
- 3 対象事業の種類別の欄には、環境影響評価条例施行規則別表第1に掲げる事業の区分を記入して下さい。

様式第8号から様式第15号まで
(略)

様式第8号から様式第15号まで
(略)